

## 保険証

**後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「うすいオレンジ色」から「うすい緑色」に変わります**

平成26年7月31日(木)の有効期限満了に伴い、被保険者証(以下、「保険証」という。)を更新いたします。新しい保険証は『うすい緑色』です。

7月中旬頃から順次、簡易書留郵便にて郵送する予定です。今回お届けする『うすい緑色』の保険証は、7月1日(火)から有効となりますので、お手元に届き次第ご使用ください。それまでは現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」をご使用ください。「うすいオレンジ色」の保険証は平成26年8月1日(金)以降使用できません。

●現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」について

新しい保険証『うすい緑色』がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の保険証は、役場各庁舎にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください。

※平成26年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご

確認ください(住民税の課税所得が145万円以上の被保険者の割合が3割となります)。

【例】

今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合、「3割(7月31日(木)までは1割)」と表示されます。

■問い合わせ／吉備庁舎住民課

## 児童手当

**児童手当現況届の提出はお済みですか？**

児童手当現況届は、児童手当を受給されている方の所得状況と、6月1日現在の児童養育状況などを把握し、今年度も受給要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出を忘れると、受給資格があっても6月期以降の手当が受けられなくなります。

まだ現況届を提出されていない方は、記載事項、添付書類などをご確認のうえ、早急にご提出下さい。

※現況届の提出が必要な方には、5月下旬頃に郵送で通知してまいります。

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

## 税金

### 国民健康保険税の賦課限度額

平成26年度から、

税制改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金分および介護納付金分の賦課限度額が変更になりました。支援金分の賦課限度額が14万円から16万円、介護分の賦課限度額が12万円から14万円にそれぞれ引き上げられます。

なお、医療分の賦課限度額については、現行の51万円のまま変更はありません。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

### 国民健康保険税第1期の納付

7月31日(木)までに

国民健康保険税第1期分の納期限は、7月31日(木)です。

納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が加算されますので、お忘れのないように金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

### 国民健康保険税の軽減措置

平成26年度から低所得者に対する軽減措置の拡大のため、5割・2割軽減の判定基準所得が変更になりました。国保の軽減を受けられることが出来る世帯の所得基準額は、下記の計算方法となります。(※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。)

国保の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割と平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

軽減については申請の必要はありませんが、原則的に世帯の対象者全員の方の所得申告等がされていないと軽減判定ができません。未申告者が一人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要となります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

軽減割合	軽減判定基準額
2割	◎総所得金額の合計が33万円+(国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)×45万円 以下
5割	◎総所得金額の合計が33万円+(国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)×24万5千円 以下
7割	◎総所得金額の合計が33万円 以下